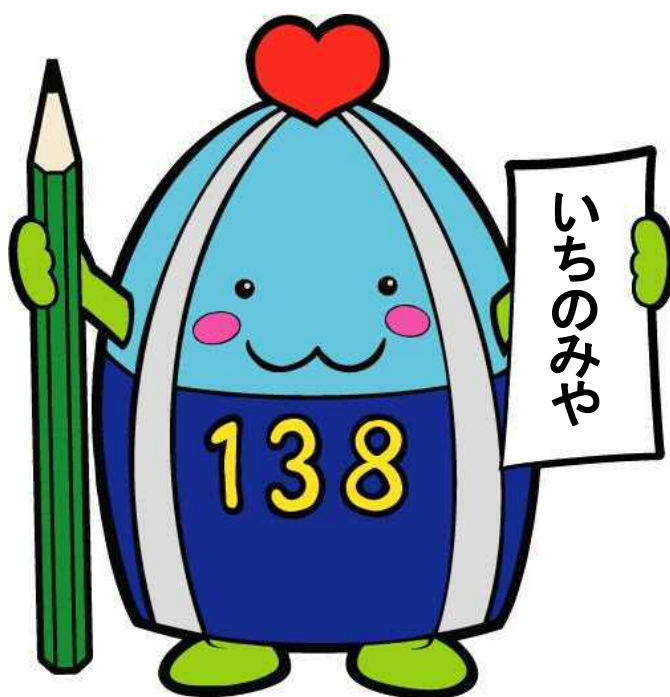


一宮市

保育所・地域型保育事業所等

入所申込みの手引き

(令和6年度申込用／4月改正)



問い合わせ

一宮市内各保育所等 または
保育課（市役所本庁舎） 入所グループ（TEL：0586-28-9024）
（FAX：0586-73-9123）

－もくじ－

1：はじめに	2～3
2：年度途中の入所申込みについて	3～5
3：年度途中の退園・転園について	6
4：保育の実施期間・保育時間について	6～8
5：保育所等利用者負担額（保育料）について	8～10
6：必要書類について	11～12
○一宮市保育所等一覧表	13～14
○保育所利用者負担額徴収額表	15
○令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化について	16
○一宮市保育所入所認定基準	17
○申込書記入例	18～19

1. はじめに

【保育所・地域型保育事業所※・認定こども園（保育認定部分）（以下「保育所等」）とは】

保育所等は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、その児童の保護者が就労・疾病又は病人の看護等により、保育の必要性がある児童を日々保育するところです。

小学校入学準備のため、集団保育を体験させる等の理由では入所の対象になりませんのでご注意ください。保育所等については、13、14ページの「一宮市保育所等一覧表」をご参照ください。

※地域型保育とは…保育所とは異なる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業等の市町村による認可保育事業

◎令和6年度保育所等一覧表などの主な変更箇所

- 市から民間へ運営を移管…黒田西保育園
- 障害児保育を開始…おおの子ども庭
- 公立保育園において土曜日の共同保育を実施（詳しくは7～8ページ参照）
- 給食費を改定…令和6年度は月額5,590円、令和7年度は月額6,190円
（令和6年4月～9月分の給食費については、月額600円を補助するため、月額4,990円となります。）
- 新規入所希望者の受け入れを停止…浅井中保育園

【保育所等へ入所できる児童】

0歳（産休明け）から小学校就学前までの児童で、原則として一宮市に保護者の住民登録があり、保護者のいずれもが次の条件のいずれかに該当し、保育の必要性があると認められる場合に限り、保育所等に入所することができます。一宮市に転入予定の方は、入所日の前日までに転入をお願いします。なお、育児休業取得中の入所の取扱いについては、下記「育児休業取得中の入所の取扱い」をご参照下さい。

1	就労	1か月60時間以上家庭内外で仕事をしている場合
2	母親の出産	母親が出産の前後（産前3か月・産後2か月）の場合
3	病気等	病気、心身に障害のある場合
4	病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあっている場合
5	災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあっており、児童の保育ができない場合
6	求職活動	継続的に求職活動を行っている場合
7	在学、職業訓練	教育施設に在学している場合や職業訓練を受けている場合
8	児童虐待、DV	児童虐待やDVの恐れがある場合
9	育児休業	育児休業取得時に、既に入園している児童について継続利用が必要な場合
10	その他	上記1～9に類する状態にあると一宮市長が認めた場合

◆育児休業取得中の入所の取扱い

＜新規入所＞

- ・年少児・年中児・年長児：「育児休業証明書」のご提出がある場合に限り入所できます。
- ・乳児（3歳未満児）：育児休業取得中の入所は原則できません。

＜継続入所＞

育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童について継続利用が必要な場合に、「育児休業証明書」をご提出いただいた上で継続入所できます。

※「育児休業証明書」の用紙は各保育所等・保育課（本庁舎）でお渡しします。

2. 年度途中の入所申込みについて

① 【入所申込みについて】

申込期間：入所を希望する月の前月1日～15日（閉庁日の場合は翌開庁日、期間中の土・日曜日、祝日は除く）

申込時間：開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分）

申込場所：一宮市役所 保育課

※申込期間を過ぎての申込みや、各保育所での受付は行いませんのでご注意ください。

申込用紙は、各保育所等・保育課にて随時配布しています。「教育・保育給付認定申請書兼保育所・地域型保育事業所等入所申込書」（保育所等入所申込書）に記入例（18・19ページ）を参考に記入し、必要書類とともに申込期間内に提出してください。必要な書類については、11・12ページ「必要書類について」をご参照ください。なお、上記によりがたい場合はご相談ください。

入所日は就労の都合等やむをえない場合を除き、原則として月の初日からです。また、育児休業期間終了による就労等で入所する場合に、育児休業からの復帰日等本来の入所日より前に入所できる「ならし保育」を利用できます。「ならし保育」は原則7日間までで、入所月が遡る場合はその前月がお申込み月となります。ただし、「ならし保育」の実施期間は前年度に遡ることはできません。

＜例＞育児休業復帰が7月1日の方で、ならし保育期間を含め入所日が6月24日となる場合、5月に入所のお申込みが必要となります。

※ 令和6年5月4日～10日に育児休業から復帰される方は、復帰日の2週間前から入所できます。また、年末年始などのならし保育期間が確保できない場合も変更になることがあります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

※ 保育所等の募集人数については、いちのみや子育て支援サイトにて原則毎月1日に更新しますので右記二次元コードよりご確認ください。

また、電話でも確認できますので、保育課（TEL：0586-28-9024）までお問い合わせください。



※ 退園等により急遽保育所等に空きが出る場合、申込期間中に募集人数が追加されることがあります。その際は、遅くとも申込締切日前日までに、いちのみや子育て支援サイトを更新しますので、申込期間最終日に募集人数をご確認ください。（更新した場合は、必ず更新内容をウェブサイト上部に記載いたします。）

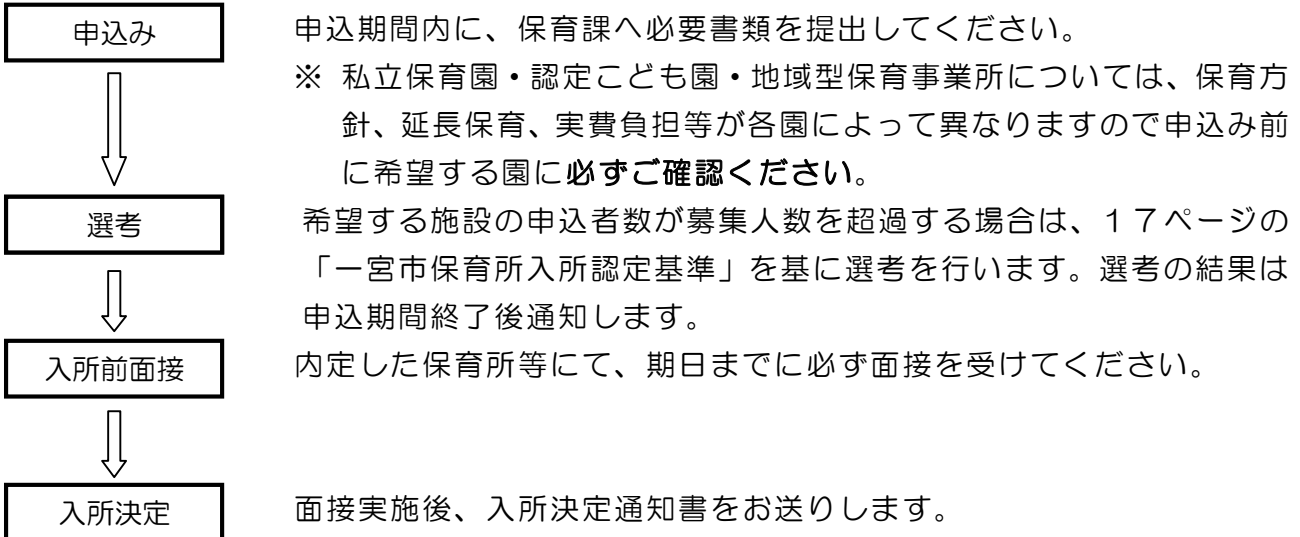
※ 11月1日以降に入所する児童や10月末時点で空き待ちの児童は、令和7年度の入所についてお申込みが別途必要となります。受付は10月1日から1か月間を予定していますので、9月号広報もしくは一宮市公式ウェブサイトをご確認ください。

◆ぴったりサービスを利用した保育所等の入所申し込みについて

国のマイナポータルを活用した「ぴったりサービス」により電子申請ができます。希望の方は右記二次元コードから申請してください。
(申請にはマイナンバーカードなどが必要です)



◆入所決定までの流れ



入所希望施設名の記載について

『申込書』の「入所希望施設名」欄について、実際に通園する可能性のある施設名を全てご記入ください。

募集人数を超過し、選考によって第1希望の施設に入所できない場合、第2希望から順に募集人数に余裕のある施設で入所を決定します。

入所できず空き待ちとなった場合、年度内空き待ちとさせていただきますため令和6年度の申込みを再度していただく必要はありません。

ただし、令和7年度の申込みは別途必要となります。

② 【支給認定証について】

平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性を認定（教育・保育給付認定）して支給認定証を発行することになっております。

認定区分		内容	
1号認定		満3歳以上で、 教育 を希望する場合（利用先は幼稚園、認定こども園となります）	教育標準時間
			保育標準時間
保育認定	2号認定	満3歳以上で、 保育所等での保育 を希望する場合（利用先は保育所、認定こども園となります）	保育短時間
	3号認定	満3歳未満で、 保育所等での保育 を希望する場合（利用先は保育所、認定こども園、地域型保育となります）	保育短時間

<支給認定証とは？>

支給認定証は、保護者からの申請により、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することを、一宮市が認定した証明書です。

<支給認定証をどうすればいい？>

支給認定証は、3号認定の方は満3歳の前日、2号認定の方は小学校入学前まで継続してお持ちいただき、大切に保管してください。

<内容に変更がある場合は？>

支給認定証には保護者や対象児童の氏名、住所、認定区分、認定有効期間等が記載されています。変更がある場合は保育課へお問い合わせください。利用者負担額に変更がある場合は申請の翌月から変更となります。また、転出等で利用する必要がなくなった場合は速やかにご返却ください。

<認定期間が3歳の誕生日の前々日までなのは？>

3歳未満の児童については認定証の認定期間が最大でも3歳になる誕生日の前々日までとなっています。これは満3歳未満の児童が3号認定で、満3歳以上が2号認定となるためです。(満3歳の前日＝3歳の誕生日の前々日となります)

期間が切れる前に新しい認定証をお送りします。3号認定から2号認定への変更は市で行いますので、特に申請する必要はございません。

<認定証の保育必要量の決め方は？>

事由や就労の時間区分で標準時間と短時間を決定します。

事由	内容	必要量と標準時間と短時間の区別
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労	月60時間以上就労していることが必要で、月で120時間以上の場合は標準時間、120時間未満の場合は短時間
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月・産後2か月)の場合	標準時間
病気等	病気、心身に障害のある場合	標準時間
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合	時間に応じて標準時間と短時間
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあたっており、児童の保育ができない場合	標準時間
求職活動	起業準備を含む	短時間
在学、職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を含む	時間に応じて標準時間と短時間
児童虐待、DV	児童虐待やDVの恐れがある場合	標準時間
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	短時間
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	時間に応じて標準時間と短時間

3. 年度途中の退園・転園について

◆ 保育所等を退園する場合、「退園届」を在園の保育所等に提出してください。提出期限は、原則退園日の前月末までです。また退園届提出後は、原則退園届の取り下げや退園日の変更はできませんので、ご注意ください。

◆ 別の保育所等へ転園を希望する場合、「転園届」を保育課または在園の保育所等にご提出ください。提出期間は、転園を希望する月の前月の1日～15日（閉庁日の場合は翌開庁日、期間中の土・日曜日、祝日は除く）とし、15日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに**保育課必着**となるようお願いいたします。

（※提出期間を過ぎての受付は行いませんのでご注意ください）

希望する保育所等が募集人数を超過する場合は、新規申込者と合わせて選考を行います。選考は保育が必要な理由を指数化し、合計値が高い方から順に入所の決定をします。17ページの「一宮市保育所入所認定基準」をご参照ください。転園の可否については、申込期間終了後通知します。**転園日は月の初日です。**

なお、転園を希望し内定した場合、それまで在園していた保育所等は退園となり、元の園に戻ることはできませんので、ご注意ください。

※ 保育所等の募集人数については、いちのみや子育て支援サイトにて原則毎月1日に更新しますのでご確認ください。また、電話でも確認できますので、保育課までお問い合わせください。

※ 退園等により急遽保育所等に空きが出る場合、申込期間中に募集人数が追加されることがあります。その際は、遅くとも申込締切日前日までに、いちのみや子育て支援サイトを更新しますので、申込期間最終日に募集人数をご確認ください。（更新した場合は、必ず更新内容をウェブサイト上部に記載いたします。）

※ 11月以降に転園する場合、次年度4月以降の転園先での籍は確保されませんので、11月以降の転園となる場合については、10月の次年度入所申し込みの際に転園希望の申し込みをお願いいたします。

4. 保育の実施期間・保育時間について

【保育の実施期間】

小学校就学前までの間で保育が必要な期間としますが、保護者の状況（求職中・出産・病気・看護等）により以下のとおり期間を変更する場合があります。実施期間終了前に、保育課より保護者の状況を確認する書類を送付いたします。

保護者の状況	実施期間
家庭外労働・家庭内労働	就学前まで（最長の場合）
母親の出産前後	産前3か月・産後2か月（※1）
病気等で療養中	療養を必要としなくなるまで
家族内の病人等の看護に当たっている	看護を必要としなくなるまで
就学または技能訓練中等	通学期間中
求職中（幼児）（※3）	入所日より3か月
求職中（乳児）	入所日より1か月（※2）

※1 出産については出産予定日の3か月前の日から2か月後の月末までを実施期間とします。ただし、実際の出産日によっては実施期間を変更する場合があります。

例：9/10が出産予定日で実際の出産日が8/31以前の場合

6/10から11/30まで入所可能 ⇒ 6/10から10/31まで入所可能

※2 乳児は実施期間終了後、求職活動を理由に継続入所することはできません。

※3 認定こども園については、求職中（幼児）での2号認定入所はできません。

入園後、保護者の出産や就職・退職等の家庭状況の変更により実施期間を変更する場合は、通知を送付して新たな実施期間をお知らせします。なお、就労先の変更等状況が変わった場合は、就労証明書等の新たな証明の提出が必要です。

また、必要に応じて家庭状況を調査し、保育の実施が必要と認められない場合は、保育の実施を解除することがあります。

【保育時間】

原則、標準時間（原則8時間最大11時間）と短時間（最大8時間まで）となります。どちらになるかは保育を必要とする事由ごとで決まりますので5ページをご覧ください。公立保育園は標準時間原則午前8時～午後4時（最大午前7時30分～午後6時30分）、短時間原則午前8時30分～午後4時（最大午前8時～午後4時）です。私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所は各園へお問い合わせください。各園によって保育時間が異なりますので、「一宮市保育所等一覧表」（13、14ページ）をご覧ください。なお、新たに入所される児童は、集団生活に適應していくため、入所後必要に応じて保育時間の短縮を実施する場合があります。

【延長保育】

標準時間・短時間ともに、原則の時間を超える利用については延長保育となります。延長保育の利用を希望する場合は、「延長保育申込書（又は利用届）」に、あらためて保育所等入所に必要な書類（就労証明書等）を添えて園にご提出ください。なお、「延長保育申込書（又は利用届）」は入所決定後、各園よりお渡ししますので、お申し出ください。

市立保育園の延長保育料は、月～金曜日の午後6時30分以降も利用する場合に1日あたり100円を徴収します。（生活保護世帯および市町村民税非課税の母子・障害者世帯等は無料）ただし、私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所の場合は直接在園保育園等にお問い合わせください。

【土曜保育】

土曜日に保育園をご利用いただける方は、**就労等で保育の必要がある方**に限られます。土曜日に保育園の利用を希望される場合は、各保育園へお申し出ください。

なお、市立保育園では、土曜日の保育について、隣接する園での共同保育を実施しています。土曜日に閉園する園に在籍する園児で、土曜日の保育を希望される方は、在籍保育園に対し土曜日の保育希望を申し出ただき、当日は隣接する園（土曜保育実施園）へ直接送迎を行っていただきます。

※在籍園（土曜日に閉園する園）の保育士も、土曜日は交代で隣接する園（土曜保育実施園）にて勤務します。

土曜日に閉園する園	隣接する園 (土曜保育実施園)	土曜日に閉園する園	隣接する園 (土曜保育実施園)
葉栗保育園	光明寺保育園	北方西保育園	外割田保育園
北方東保育園		里小牧保育園	
富田保育園	東五城保育園	奥町西保育園	玉ノ井保育園
北今保育園		奥町東保育園	
朝宮保育園	萩原保育園	丹陽保育園	丹陽西保育園
朝日西保育園		起保育園	小信保育園
朝日東保育園		千秋北保育園	千秋南保育園
開明西保育園	開明保育園	西御堂保育園	中島保育園
大和北保育園	野口保育園	浅井北保育園	浅井保育園
黒田北保育園	神明保育園	箆屋保育園	三条保育園

5. 保育所等利用者負担額（保育料）について

【利用者負担額（保育料）の算定】

入所する児童の世帯の父母と、祖父母（父母の収入が月額 125,000 円以下で、世帯を問わず祖父母と同居している場合に限る。状況が変わり父母の収入が月額 125,000 円を超えることになった場合は、保育課まで連絡が必要。）の課税状況（市町村民税）に応じて、4月1日現在の年齢区分で決定します。したがって、それぞれの世帯によって利用者負担額（保育料）が異なります。利用者負担額（保育料）の決定については、以下「利用者負担額（保育料）の算定について」をお読みの上、「保育所利用者負担額徴収額表」（15ページ）をご確認ください。

なお、市立保育園・私立保育園・認定こども園（保育認定部分）・地域型保育事業所ともに利用者負担額（保育料）は同額となります。ただし、私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所については、実費負担等が各園によって異なりますので、各園にご確認ください。

利用者負担額（保育料）の算定について

令和6年度利用者負担額（保育料）の算定方法は下記のとおりです。

- ・ 4～8月分⇒令和5年度分の市町村民税所得割額
- ・ 9月分以降⇒令和6年度分の市町村民税所得割額

に基づいて算定します。

なお、9月分以降の利用者負担額（保育料）が変更になる方については、「保育所利用者負担額変更通知書」を8月中に送付します。

- ※ 世帯の父母が離婚調停等によって生計が一になっていない場合や、身体障害者手帳等を取得または手帳をお持ちの家族と同居する場合は、保育課までご相談ください。
- ※ 世帯の父母の婚姻等により保育所等に在園する児童が養子縁組を結ばれた場合は、保育料の見直しが必要となるため、保育課までご連絡ください。
- ※ 新規入所者で、収入無申告のため課税状況が確認できない場合については、2・3号認定者は市町村民税課税世帯均等割のみの世帯扱いとします。

※ 継続入所者で、収入無申告のため課税状況が確認できない場合については、これまでの税額を引き継ぎ、すでに決定している階層にて決定します。

※ 課税基準日（各年1月1日現在）に一宮市に住民票がない方については、課税証明書（他市町村からの転入の場合等）や給与証明書（海外転出の場合等）の提出が必要になります。

【令和6年度の第三子保育料無料化等事業について】

第三子保育料無料化等事業は、18歳未満の児童を3人以上養育し、かつ3人目以降の児童が保育所等に入所している場合、世帯の課税状況に応じて利用者負担額（保育料）を減免するものです。詳しくは下記をご参照ください。

階層区分	令和6年度
A 生活保護世帯	対象外（国基準により無料）
B 市民税非課税世帯	無料
C 市民税均等割課税世帯 C2～C3	無料
D1～D4 D5の市民税所得割97,000円未満	無料
D5の市民税所得割97,000円以上 D6～D10 D11の市民税所得割301,000円未満	基準額の半額
D11の市民税所得割301,000円以上 D12～D15	対象外

※令和7年度以降は未定

※階層区分等については「保育所利用者負担額徴収額表」（15ページ）をご確認ください。

【利用者負担額（保育料）の請求・納入方法】

※認定こども園・地域型保育事業所を利用される方は各施設におたずねください。

◆利用者負担額（保育料）は当月分を翌月請求となります。

◆利用者負担額（保育料）は原則として、口座振替で納付していただきます。

振替日は毎月月末となります（12月を除く）。月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。振替日は次頁の表のとおりです。

なお、口座振替の手続きは児童それぞれにつき必要となります。口座振替の申請用紙はゆうちょ銀行用とその他の金融機関用の2つに分かれており、各保育所・保育課に用意があります。必要事項を記入のうえ、各保育所または保育課へご提出ください。

※ゆうちょ銀行の口座振替申請書は、ゆうちょ銀行の窓口にご提出ください（各保育所・保育課では受付できません）。

※市の口座振替申請書により手続きできる方は、公立保育園及び私立保育園（0～2才児クラス）に在園の方に限られます。

なお、振替開始月については、「一宮市保育園費口座振替のお知らせ」を保育所を通してお渡ししますのでご確認ください。

<口座振替日一覧表>

対象月 (上段)	6年4月分	5月分	6月分	7月分
	5月31日(金)	7月1日(月)	7月31日(水)	9月2日(月)
・ 振替日 (下段)	8月分	9月分	10月分	11月分
	9月30日(月)	10月31日(木)	12月2日(月)	12月27日(金)
	12月分	7年1月分	2月分	3月分
	1月31日(金)	2月28日(金)	3月31日(月)	4月30日(水)

期限までに利用者負担額（保育料）の納付確認ができない場合は、督促状等の送付のほか、財産調査（金融機関や勤務先等への照会）や差押等の滞納処分を行うことがあります。

6. 必要書類について

【保育所等入所申込みに必要なもの】

- ① 保育所等入所申込書
- ② 重要事項確認書
- ③ 父母の状況に応じた証明書等

提出書類により、保育が必要な状況を確認します。証明等は父・母それぞれにつき必要となります。ただし、祖父母の方は原則として証明等の提出は必要ありません。

〈父母の状況に応じた証明書の一覧〉

家庭保育できない状況		提出していただく書類	証明者
1	外で働いている方	就 労 証 明 書 就労に変更がないときは、最新の源泉徴収票(1年を通じて就労した実績が反映されたものに限る)または確定申告の控(*)いずれかのコピーを提出しても可	事 業 主
2	内職をしている方	<u>※育児休業から復帰される方については、就労証明書での提出をお願いします。</u> <u>※兄弟で申込みの場合は原本は1枚でも可(兄弟にはコピーを添付してください)</u>	内職提供者
3	自営業を営む方 (手伝いを含む)	自 営 就 労 申 立 書 (②) 就労に変更がないときは、最新の源泉徴収票または確定申告の控(*)いずれかのコピーを提出しても可	_____
4	農業を営む方 (手伝いを含む)		
5	学校に通う方、就労等のため技能訓練中で昼間常時外出している方	申立書(③) + 在学証明書または学生証 (コピーでも可)	学 校 長 等
6	病気等で治療中の方 (通院・入院)	申立書(③) + 診断書等状態の分かるもの (コピーでも可)	医 師 等
7	心身に障害のある方	申立書(③) + 障害者手帳、身体障害者手帳、保険証等(状態がわかるページのコピー)	_____
8	出産前後の方(産前3か月・産後2か月)	申立書(③) + 母子健康手帳(出産予定日がわかるページ+表紙のコピー)	_____
9	家族内の病人等の看護に当たっている方	申立書(③) + 看護対象者の診断書等状態の分かるもの(コピーでも可)	_____
10	育児休業取得中の方	育児休業証明書(④) <u>※必要な場合は各保育所等・保育課にお問い合わせ下さい。</u> <u>※兄弟で申込みの場合は原本は1枚でも可(兄弟にはコピーを添付してください)。</u>	事 業 主
11	求職中の方	求職活動申立書(⑤) ※(乳児のみ、幼児は不要) +保育士証の写し(市内の認可保育所等で保育士、保育教諭として就労するために求職する場合のみ) <u>※必要な場合は各保育所等・保育課にお問い合わせ下さい。</u>	_____

(*) 確定申告の控のコピーを提出する方…就労先の名称、業種等が記載されているか確認をお願いします。記載のないものは就労証明書の代わりとなりませんので、ご注意ください。

- ※ 障害者世帯の認定を希望する場合、「障害者世帯認定申請書」の提出が必要です。
- ※ 提出書類は必要事項を必ず記入し、証明者に証明を受けて提出してください。
- ※ 各種証明書は入所要件を確認するための重要な書類です。事実に相違ないようお願い
します。証明内容に虚偽があった場合には、保育所等の入所を取り消しますのでご了承ください。
- ※ 住民税の特別徴収税額の決定通知書については、就労証明書の代わりとして取り扱い
いたしませんのでご注意ください。
- ※ 申込期間を過ぎてからの証明書の追加提出や希望園の変更は選考に反映できませんの
でご注意ください。申込期間終了時で選考に必要な書類が不備の場合は、求職中と同
等の扱いとさせていただきます。

【マイナンバーの記載・確認について】

申し込み時点で一宮市に住民票が無い方（未転入の方）については、申込書の裏面上部にマイナンバー（個人番号）を必ず記載してください。また、申し込み時にマイナンバーを確認しますので、父母と入所児童のマイナンバーカードや個人番号記載の住民票等マイナンバーが確認できるものをご持参ください。

なお、通知カードについては令和2年5月25日に廃止されたため、最新の氏名住所等が記載されている場合に限り、マイナンバーを証明する書類として利用できます。通知カードによる確認の場合、申請者の運転免許証やパスポートなど本人確認ができるものもご持参ください。

≪一宮市保育所等一覧表≫(市立)

令和6年4月1日時点

	NO	保育所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(3歳未満児)	保育年齢	乳児保育	保育時間(土曜日)	障害児保育(※1)	一時保育(※2)	休日保育	病児保育	病後児保育
市立保育所	1	野口	野口1丁目19-7	28-9710	45-4916	210 (56)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	2	押場	音羽2丁目2-29	28-9711	72-3199	170 (52)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	3	真澄	公園通4丁目20	28-9712	72-4973	150 (50)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	4	貴船	貴船2丁目5-17	28-9713	73-2819	160 (38)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	5	富士	富士1丁目12-8	28-9714	73-3599	170 (50)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)		○			
	6	大志	大志2丁目5-20	28-9715	72-6167	150 (43)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	7	一色	一色町76	28-9716	45-5859	100 (29)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	8	葉栗	島村字上深田58	28-9717	78-1377	70		3~5		8:00~18:00 (※4)				
	9	光明寺	光明寺字大条戸135	28-9718	78-2781	130 (41)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	10	浅野	浅野字佐五山55	28-9719	77-0752	200 (54)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	11	西成	西大海道字北裏2	28-9720	77-2549	120 (29)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	12	瀬時	瀬部字川原62	28-9721	78-1915	170 (50)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	13	赤見	小赤見字清水13	28-9722	73-7364	130 (36)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)		○			
	14	丹陽	三ツ井1丁目15-3	28-9723	77-1046	130 (29)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)		○			
	15	丹陽西	多加木1丁目24-10	28-9724	72-2845	250 (51)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	16	丹陽南	伝法寺6丁目2-26	28-9725	77-3918	200 (52)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	17	浅井	浅井町西海戸字柿の木28	28-9726	78-2399	150 (41)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	18	浅井中	浅井町大日比野字東屋敷2415				休園							
	19	浅井北	浅井町大野字天神西290	28-9728	78-0169	80 (26)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)		○			
	20	北方東	北方町北方字狐塚西10	28-9729	86-3167	90 (29)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	21	北方西	北方町中島字西流1280	28-9730	86-3109	80 (29)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	22	大和東	花池3丁目10-3	28-9731	45-1787	160 (27)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	23	大和北	大和町馬引字乾出19	28-9732	45-6268	60 (15)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	24	今伊勢中	今伊勢町宮後字西茶原58-1	28-9733	45-6408	150 (38)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	25	今伊勢南	今伊勢町本神戸字立切1-6	28-9734	72-6625	210 (54)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	26	今伊勢北	今伊勢町馬崎字桑屋敷17-1	28-9735	72-6652	210 (52)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	27	奥町東	奥町字畑中101	28-9736	62-5389	150 (35)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	28	奥町西	奥町字下口西10	28-9737	62-0972	80 (27)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	29	萩原	萩原町萩原字河原崎19	28-9738	68-0438	150 (34)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	30	中島	萩原町西宮重字東光堂53	28-9739	68-0174	100 (28)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	31	朝宮	萩原町朝宮字米57	28-9740	68-2698	90 (30)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	32	西御堂	萩原町西御堂字蓮池31	28-9741	68-4912	90 (38)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)		○			
	33	千秋	千秋町佐野字下川田36	28-9742	76-1043	180 (50)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	34	千秋南	千秋町小山字南川田4	28-9743	76-1099	150 (39)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	35	千秋北	千秋町浮野字定筆33	28-9744	77-1691	90 (28)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	36	起	起字用水添8	28-9745	62-5550	60		3~5		8:00~18:00 (※4)		○		
	37	三条	三条字郷南西31-1	28-9746	62-1010	220 (58)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	38	小信	小信町中島字南平口98	28-9747	62-1009	210 (56)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	39	開明	開明字名古屋34	28-9748	45-7703	150 (48)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	40	籠屋	籠屋2丁目5-46	28-9749	45-4235	120 (50)	0~5	6か月~	8:00~18:00 (※4)					
	41	富田	富田字橋詰298-1	28-9750	62-6010	100 (37)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	42	北今	北今字藪山578	28-9751	62-9371	100 (33)	0~5	6か月~	8:00~18:00 (※4)					
	43	朝日西	上祖父江字山前26	28-9752	68-0704	60		3~5		8:00~18:00 (※4)				
	44	開明西	開明字教堂池38-1	28-9753	62-1021	130 (40)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	45	東五城	東五城字南田尾748	28-9754	62-3560	180 (56)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	46	朝日東	明地字鞆20	28-9755	68-0701	60		3~5		8:00~18:00 (※4)				
	47	神明	木曾川町黒田七ノ通り144	28-9756	86-2279	170 (50)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					○
	48	黒田北	木曾川町黒田字菘守西108	28-9757	87-3041	100 (29)	0~5	10か月~	8:00~18:00 (※4)					
	49	門間	木曾川町門間字東北出318	28-9758	86-2277	150 (40)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	50	外割田	木曾川町外割田字摺鉢27	28-9759	87-6823	170 (58)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (17:00)					
	51	玉ノ井	木曾川町玉ノ井字高畑19	28-9762	86-6832	120 (33)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (17:00)		○			
	52	里小牧	木曾川町里小牧字神明東5-1	28-9763	86-2278	70		3~5		8:00~18:00 (※4)		○		

市立保育所は全園で実施

※1 障害の程度は、中・軽度程度で、集団保育が可能なお子さんを対象としています。集団保育が困難なお子さんや、医療的ケア等が必要なおひこさんは、入園できない場合があります。
 ※2 一時保育の保育年齢は通常入所と異なる場合があります。
 ※3 令和6年度に混合保育を実施している保育園は、北方西保育園、大和北保育園、西御堂保育園、千秋北保育園、起保育園、朝日西保育園、朝日東保育園の7園です。
 5歳児と4歳児の合計人数が24名以下、4歳児と3歳児の合計人数が16名以下の園では混合保育を行う場合があります。例：5歳児と4歳児を一緒に保育する。
 ※4 土曜日は、共同保育実施に伴い閉園します。詳しくは7~8ページ【土曜保育】をご覧ください。

＜一宮市保育所等一覧表＞（私立・地域型保育）

令和6年4月1日時点

	NO	保育所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(3歳未満児)	保育年齢	乳児保育	保育時間(土曜日)	障害児保育	一時保育(※1)	休日保育	病児保育	病後児保育
私立保育所	54	一宮尚正会	古金町2丁目18	73-2618	-	60 (25)	0~5	産休明け~	7:00~19:00 (8:00~17:00)	○	○			
	55	みづほ	浅井町尾関字同者138	78-0204	78-2026	251 (71)	0~5	6か月~	7:00~19:00 (7:30~18:00)	○				
	56	研 修	春明字西柳原47	77-1911	77-2427	101 (44)	0~5	8か月~	7:30~19:00 (7:30~13:00)					
	57	研修南	大和町於保字上次19.20	44-0707	44-0707	120 (40)	0~5	10か月~	7:30~19:00 (8:00~13:00)	○	○			
	58	若の宮	島村字下老光寺44-1	51-2727	51-2915	30 (30)	0~2	産休明け~	7:20~18:30 (7:20~14:00)		○	○		
	59	未 広	未広2丁目20-20	44-2121	44-2900	200 (53)	0~5	産休明け~	7:30~19:00 (8:00~13:00)	○	○			
	60	ふたば	大和町馬引字古宮63	44-3910	44-3732	230 (80)	0~5	産休明け~	7:30~19:30 (7:30~13:00)	○	○			
	61	かもめ	未広1丁目21-10	45-3839	45-3702	70 (34)	0~5	産休明け~	7:15~19:15 (7:30~18:00)	○	○			
	62	丹 羽	丹羽字南屋敷1555-1	72-1380	26-3872	230 (50)	0~5	4か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	63	明 泰	木曾川町三ツ法寺字宮西328	61-4747	61-4789	140 (50)	0~5	産休明け~	7:00~19:00 (7:00~14:00)	○				
	64	一宮尚正会大和	大和町苅安賀字東下田6	44-9000	-	60 (25)	0~5	産休明け~	7:00~19:00 (8:00~17:00)	○	○			
	65	大 和	大和町苅安賀字角出80	45-7351	45-7293	140 (45)	0~5	産休明け~	7:00~19:00 (7:00~13:00)	○	○			
	66	駅西にわ (丹羽保育園分園)	新生1丁目4-4	47-6505	47-6606	30 (30)	0~2	4か月~	7:00~20:00 (8:00~18:30)					
	67	あさひ	明地字東七丁原110	68-1612	68-1612	80 (25)	0~5	6か月~	7:30~19:00 (8:00~12:00)	○				
	68	かもめ三ツ井	三ツ井6丁目9-1	75-1777	75-1778	30 (30)	0~2	産休明け~	7:15~19:15 (7:30~18:00)					
	69	アートチャイルド ケア尾張一宮	森本5丁目25-5	26-0568	26-0569	128 (56)	0~5	産休明け~	7:00~20:00 (7:30~18:00)	○	○	○		
70	ウェルネス保育園 一宮	羽衣2丁目5-2 ピハモール一宮 3F	82-8177	82-8178	60 (60)	0~2	6か月~	7:00~20:00 (7:00~18:00)				○		
71	黒田西(※2)	木曾川町黒田字北徳四の切80	82-9624	82-9625	120 (54)	0~5	2か月~	7:00~19:00 (7:00~17:00)	○	○				
認定こども園	201	九品寺幼稚園	真清田2丁目14-7	73-1195	73-1195	109 (19) (1号認定含む)	0~5	10か月~	7:30~18:30 (7:30~12:00)					
	202	おおの子どもの 庭	浅井町大野字郷西32-2	78-7062	78-7067	110 (20) (1号認定含む)	0~5	産休明け~	7:00~19:00 (7:30~12:00)	○				
	203	きそがわ幼稚園	木曾川町外割田字堀田110	87-4455	87-3242	255 (30) (1号認定含む)	0~5	10か月~	7:30~18:30 (7:30~12:00)					
	204	北方幼稚園	北方町北方字中土取188	86-8322	86-8853	160 (15) (1号認定含む)	0~5	10か月~	7:30~18:30 (8:00~12:00)	○				
小規模保育事業所	301	一宮聖光幼稚園 保育部	古金町1-40	48-5380	24-8875	12 (12)	2歳児クラス	2歳児クラス	8:00~18:00 (8:00~12:00)					
	302	あすかキッズ 一宮駅前	栄2丁目12-10	85-5725	85-5363	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	303	スクルドエン ジェール保育室 一宮平和園	平和1丁目11-10	82-0086	82-0086	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	304	はな保育室 いちのみや駅前	本町4丁目1-5	85-9510	85-9510	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	305	あすかキッズ 貴船	貴船2丁目10-20	82-0507	82-0508	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	306	はな保育室 いちのみやみなみ	森本4丁目6-21	85-5544	85-5544	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	307	ヒョン助キッズ ハウス多加木	多加木1丁目23-16	59-2525	59-2525	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	308	はな保育室 いまいせ	今伊勢町本神戸字前畑4	48-5180	48-5180	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	309	すくすくnursery 妙興寺	妙興寺1丁目5-4	64-9999	-	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~19:00 (7:30~19:00)					
	310	ヒョン助キッズ ハウス一宮駅東	本町4丁目4-2	25-2511	25-2511	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	311	はな保育室 いちのみや駅西	平和2丁目13-4	44-1101	44-1101	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	312	サンライズキッズ 保育園今伊勢園	今伊勢町宮後字菅丁野41-1	050-5807-2284	82-2903	12 (12)	0~2	産休明け~	7:30~19:30 (7:30~19:30)					
	313	あすかキッズ 神山	神山3丁目9-11	82-5530	82-5531	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	314	はな保育室 いまいせきた	今伊勢町新神戸字九反野49-3	82-0330	82-0330	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	315	なごみん神山園	神山2丁目3-23	87-8331	87-8331	12 (12)	0~2	産休明け~	7:30~19:30 (7:30~19:30)					
	316	ヒョン助キッズ ハウス八町通	八町通2丁目26	59-8996	59-8996	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	317	あすかキッズ 木曾川	木曾川町里小牧字社宮司163	82-1175	82-1176	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)			○		
	318	スクルドエン ジェール保育室 一宮観音寺園	観音寺1丁目18-9	82-6202	82-6303	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
	319	はな保育室 はないけ	花池2丁目6-7	47-2200	47-2200	19 (19)	0~2	6か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)					
320	あすかキッズ 外割田	木曾川町外割田字伊勢田198	87-0906	87-0907	19 (19)	0~2	産休明け~	7:30~18:30 (7:30~18:30)						
321	めいてつ保育 ステーション 一宮妙興寺ほっほ園	大和町宮地花池字高見77-1	82-0230	82-0230	19 (19)	0~2	3か月~	7:30~18:30 (7:30~18:30)						
保育事業 内業	401	あんず保育所	開明字東石亀14	64-5666	64-5705	110 (従業員枠 90、地域枠20)	0~2	10か月~	7:30~18:30 (7:30~12:30)			○	○	

※1 一時保育の保育年齢は通常入所と異なる場合があります。
 ※2 令和6年4月より、運営を市から社会福祉法人尾張中央福祉会（大和保育園運営事業者）へ移管しました。

資料1 保育所利用者負担額徴収額表(令和6年度)

(単位 円)

階層区分	市町村民税の所得割課税額等による区分	基準額(月額)					
		標準時間利用			短時間利用		
		年中・年長児	年少児	乳児	年中・年長児	年少児	乳児
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	均等割のみの世帯	0	0	8,200	0	0	8,100
C 2	47,000円未満の世帯	0	0	9,400	0	0	9,300
C 3	47,000円以上48,600円未満の世帯	0	0	10,800	0	0	10,700
D 1	48,600円以上 52,000円未満の世帯	0	0	13,000	0	0	12,800
D 2	52,000円以上 58,000円未満の世帯	0	0	15,200	0	0	15,000
D 3	58,000円以上 63,000円未満の世帯	0	0	18,000	0	0	17,700
D 4	63,000円以上 88,000円未満の世帯	0	0	23,800	0	0	23,400
D 5	88,000円以上 111,000円未満の世帯	0	0	29,400	0	0	29,000
D 6	111,000円以上 132,000円未満の世帯	0	0	34,500	0	0	34,000
D 7	132,000円以上 155,000円未満の世帯	0	0	37,900	0	0	37,300
D 8	155,000円以上 178,000円未満の世帯	0	0	40,900	0	0	40,300
D 9	178,000円以上 200,000円未満の世帯	0	0	43,700	0	0	43,000
D 10	200,000円以上 258,000円未満の世帯	0	0	44,900	0	0	44,200
D 11	258,000円以上 341,000円未満の世帯	0	0	45,600	0	0	44,900
D 12	341,000円以上 404,000円未満の世帯	0	0	45,800	0	0	45,100
D 13	404,000円以上 477,000円未満の世帯	0	0	46,800	0	0	46,100
D 14	477,000円以上 694,000円未満の世帯	0	0	48,500	0	0	47,700
D 15	694,000円以上の世帯	0	0	51,000	0	0	50,200

< 利用者負担額(保育料)の減免等について >

① 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所等(*1)に入所又は児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は下表のとおりです。

(*1) 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設をいいます。(100円未満切り捨て)

	保育所等に入所している児童の中で		
	一番目の児童	二番目の児童	三番目以降の児童
2人同時入所	徴収基準額	徴収基準額の半額(*2)	—
3人以上同時入所	0円	0円	0円

② 生計を一にする子(I 保護者に監護される者、II 保護者に監護されていた者(I が成年に達した場合)、III 保護者又はその配偶者の直系卑属。年齢は問わず)の人数により次の世帯の利用者負担額は下表のとおりとなります。

(100円未満切り捨て)

		一人目の子	二人目の子	三人目以降の子
市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
所得割課税額が57,700円未満		徴収基準額	徴収基準額の半額(*3)	0円
母子認定・障害者認定世帯等(*4)	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
	所得割課税額77,101円未満	3歳以上児 0円 3歳未満児 2,000円	0円	0円

(*4) 母子認定世帯とはひとり親世帯で、児童扶養手当か県遺児手当の支給がある世帯を指します。障害者認定世帯とは①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方がいる世帯、あるいは特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方がいる世帯で、申請があった世帯を指します。

③ 18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童は、世帯の課税状況に応じて下表のとおり減免します。

(100円未満切り捨て)

所得割課税額	97,000円未満	97,000円以上301,000円未満
利用者負担額	0円	徴収基準額の半額(*5)

< 注 意 事 項 >

- ① 保育料決定の所得割額を計算する場合、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用しません。
- ② 保育料は、4月1日現在の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は年齢による変更はありません。
- ③ (*2)(*3)(*5)は重複して適用はされません(半額のさらに半額にはなりません)。
- ④ 障害者世帯の認定を希望する場合、「障害者世帯認定申請書」の提出が必要です。

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化について

【保育料】

保育所等を利用する3歳児クラスから5歳児クラス（年少から年長）の児童の保育料が無償化されました。また、0歳児クラスから2歳児クラスの児童については、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されました。

【副食費（給食のおかず代など）】

3歳児クラスから5歳児クラスについては、令和元年9月まで保育料に含まれていた副食費が無償化の対象外になり、教材費や主食費（給食の米、パン代）などと同様に負担していただきます。

公立保育園の給食費は令和6年度に改定し、副食費月額5,100円・主食費月額490円の計月額5,590円となり、令和7年度以降は副食費月額5,700円・主食費月額490円の計月額6,190円へ改定を予定しています。（令和6年4月～9月分の給食費については、月額600円を補助するため、月額4,990円となります。）

私立保育園や認定こども園は、園により異なります。

なお、以下の世帯は副食費が免除されます。

- ・生活保護世帯
- ・同一世帯から3人以上が同時に保育所等（※）に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合
- ・市町村民税の所得割課税額（※）が57,700円未満（母子認定・障害者認定世帯等（※）は77,101円未満）の世帯
- ・18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が入所する場合で、市町村民税の所得割課税額（※）が97,000円未満の世帯

※保育所等、市町村民税の所得割課税額、母子認定・障害者認定世帯等については、15ページに記載の内容と同じです。

資料2 一宮市保育所入所認定基準

区分		保護者の状況	基準指数	
居宅外・居宅内労働	外勤 ・ 自営中心者 ・ 農業中心者 ※通学は外勤に準ずる	月160時間以上	10	
		月140時間以上	9	
		月120時間以上	8	
		月100時間以上	7	
		月80時間以上	6	
		月70時間以上	5	
	自営(居宅外、居宅内)協力者 ・ 農業協力者	月60時間以上	4	
		月120時間以上	7	
		月105時間以上	6	
		月90時間以上	5	
		月75時間以上	4	
		月60時間以上	3	
内職	月140時間以上	4		
	月60時間以上	3		
出産	産前3か月 産後2か月	8		
疾病・障害	入院	概ね1か月以上	10	
	自宅療養	常時臥床(概ね1か月以上)	10	
		一般療養	週3日以上 of 通院を伴い、加療を要する	6
			安静加療を要する	5
	障害	1、2級またはA、B判定程度	10	
		3級またはC判定程度	6	
上記以外で必要とする場合		5		
看護・介護	入院・通院付添	月140時間以上(重度心身障害者等)	8	
		月80時間以上	6	
		月80時間未満	4	
	居宅内介護	全介護を必要とする場合	7	
		一部介護を必要とする場合	5	
	その他	上記以外で必要とする場合	3	
災害	災害の復旧にあたっている	10		
その他	学生(通信制大学等)※但し通学を除く	3		
	育児休業取得中	1		
	就労予定(求職中)	1		

備考

1. 保護者(父・母)それぞれにつき基準指数を算定し、合算した世帯の指数で決定する。
2. 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合について、世帯の指数を40点とする。
3. ひとり親世帯(父または母のいずれかを、生計が一ではないと認定した場合のみ)について、世帯の指数に15点を加点する。
4. 希望する保育所に兄弟姉妹が在園している場合、世帯の指数に3点を加点する。
5. 多胎児が入所を希望する場合、世帯の指数に2点を加点する。

※令和6年度より変更となりました。

6. 入園時点で18歳未満の子が3人以上いる世帯で、3番目以降の児童が入園する場合は世帯の指数に1点を加点する。
7. 出産予定日の当月と前月については、母の基準指数を10点とする。
8. 市内の保育園や認定こども園、地域型保育事業所で保育士、保育教諭として就労する場合は上記に加えて6点を加点する。
前記施設で保育士、保育教諭として就労予定で求職中の場合はその保護者の基準指数を10点とする。
9. 就労状況等については、証明書に記載された過去3か月の実績及び入所日以降の状況に基づき決定する。
10. 在宅勤務をする場合については、外勤の基準指数を基本とするが、家庭の状況に応じて自宅で保育が行いやすい場合などは減点して決定する。
11. 地域型保育事業所の卒園児(従業員枠は除く)が連携施設である公立保育所を希望する場合は、優先的に入所できるよう配慮する。
12. 4月入所に限り、希望する保育所に兄弟姉妹が在園している場合、優先的に入所できるよう配慮する。

※令和6年度より変更となりました。

13. 前各号に類する状態と市長が認める場合、基準指数を別途定める。

※入所希望者が定員を超過した場合、保護者の基準指数の合計が大きい者から優先する。

なお、基準指数の合計が同じ場合は別途定める選考指数(一宮市公式ウェブサイト(ID:1015734)に掲載)により選考を行う。

＜記入例表面＞

教育・保育給付認定申請書 兼 令和 6 年度保育所・地域型保育申込日をご記入ください。書
(児童台帳)

令和 5 年 10 月 7 日

(あて先) 一宮市長

アパート等は、名称・棟号室番号までご記入ください。転入予定の方は転入後の一宮市の住所をこちらにご記入ください。

住所 一宮市大町南の丁目5番6号
 前住所を正確にご記入ください。
 生 前住所 愛知県名古屋市 中区三の丸3丁目1番1号
 ※令和5年1月2日以降転入の方はご記入ください。(令和 5 年 3 月 20 日変更(予定))
 イチノミヤ タロウ 連絡先 (自宅) 0586-28-9024
 一宮 太郎 (父携帯) 000-0000-0000
 (母携帯) 000-0000-0000

通園する可能性のある施設を全てご記入ください。申込締切後の園変更・追加はできませんのでご注意ください。

次のとおり...月のための入所申込みをします。
 なお、必要な場合は、一宮市において...、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障害手帳の状況に...
 給食費の減免に関する情報について、施設へ提供されることに同意

令和6年4月1日時点の満年齢をご記入ください。

フリガナ	イチノミヤ	イチロウ	性別	生年月日	年齢
入所児童氏名	一宮	一郎	男・女	平成・令和 1 年 10 月 11 日	令和6.4.1時点 4 歳
入所希望施設名 ※通園する可能性のある施設を全てご記入ください。	第1希望	イロ	第4希望	貴船	
	第2希望	押揚	第5希望	富士	
	第3希望	真澄	第6希望	なし	
希望保育所に入所できない場合	① 年度内空きまち		希望施設がない場合は、「なし」とご記入ください。	入所児童の持病・障害の有無 有() 無()	育休復帰有(無)の場合 R . .
保育の実施を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 年 月 末日 まで			就学前まで	

入所児童の同居家 上記入所児童を除く	氏名	入所児童との続柄	生年月日	職業 (勤務先・学校・保育所・幼稚園・児童サービス等)
	一宮 花子	母	1・31	一宮市役所
	大志 夏男	兄	30・5・12	保育園年長
	大志 秋男	祖父	28・1・9	バー人材センター
大志 冬美				

保育の実施を希望する期間(最長小学校就学始期に達するまでの間)をご記入ください。

令和6年4月1日時点の学年をご記入ください。

父母が単身赴任などで同居していなくても婚姻中等で生計が同じと認められる場合には、その方もご記入ください。

入所児童以外のお子さんか、令和6年4月1日時点、幼稚園、児童発達支援等を利用する場合、必ずご記入ください。

保護者と生計を一にする同居していない子等がいる場合は下欄にご記入ください

氏名	入所児童との続柄	性別	生年月日	住所
大志 次郎	兄	男	13・30	〇〇県〇市××町25番地(〇〇大学下宿中)

※保護者が入所児童と血縁関係にない場合、該当箇所には○をつけてください。

血縁関係のない保護者 ①・母 養子縁組 有・無

世帯内
ずれ
金
子

者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のい
る世帯、あるいは特別児童扶養手当、障害基礎年
方がある世帯は、別様式の障害者世帯認定申請書

(注) 1. 字はかい書ではっきりとボールペンでご記入ください。
 2. 記入のある場合は、受付できません。「入所申込」からご記入ください。
 3. 認定保護者と生計を一にする
 ①保護者に監護される者
 ②保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)
 ③保護者又はその配偶者の直系卑属がいる場合、必ずご記入ください。
 正テープ等は使わないこと。
 は利用調整の結果とともに令和6年

該当欄にご記入ください。

個人番号	入所児童	父	母	
母の状況について、 具体的にご記入ください。		家庭状況 一宮市立市民		
職・自営・就学・勤務地		一宮市文京2丁目2番22号	月収(総支給額) 約20万円	
就労(就学)始期		H14年 4月 1日から	就労(就学)日数 週平均5日×4週=20日	
就労(就学)時間		8時30分~17時00分	育休取得 年月日~年月日	
出産	予定日	R6年 3月 20日	産院名 一宮市立市民病院	
	出産後の予定	育児休業取得・就労復帰・その他()		
疾病・障害	病名・障害名	慢性気管支喘息	病医院名 一宮市立市民病院	
	手帳の有無	有(手帳 級・度) 無	発病時期 平成20年 8月頃	
	状況	・入院(年 月 日から) ・通院(週 4回) ・自宅療養		
看護・介護	看護・介護を受ける人	一宮 年男 続柄(曾祖父)	事由発生時期 平成7年 3月頃	
	手帳の有無	有(身体障害者手帳 3級・度) 無	病名・障害名 脳卒中(寝たきり)	
	状況	・入院(年 月 日から) ・通院(週 回) ・自宅療養		
父の状況について、 具体的にご記入ください。		死亡・離婚・調停中・失踪・拘禁・未婚・その他() H22年 5月より		
求職中		育児休業取得中・その他()		
父の状況	外勤・自営・就学・会社名(学校名)	一宮市役所	就労(就学)の内容 事務職	
	勤務地	一宮市本町2丁目5番6号	月収(総支給額) 約20万円	
	就労(就学)始期	H12年 4月 1日から	就労(就学)日数 週平均5日×4週=20日	
	就労(就学)時間	8時30分~17時15分	育休取得 年月日~年月日	
	疾病・障害	病名・障害名	慢性気管支喘息	病医院名 一宮市立市民病院
		手帳の有無	有(手帳 級・度) 無	発病時期 平成20年 8月頃
		状況	・入院(年 月 日から) ・通院(週 4回) ・自宅療養	
看護・介護	看護・介護を受ける人	一宮 年男 続柄(曾祖父)	事由発生時期 平成7年 3月頃	
	手帳の有無	有(身体障害者手帳 3級・度) 無	病名・障害名 脳卒中(寝たきり)	
	状況	・入院(年 月 日から) ・通院(週 回) ・自宅療養		
父がいない		死亡・離婚・調停中・失踪・拘禁・未婚・その他() H22年 5月より		
求職中		育児休業取得中・その他()		
市記載欄	同居 祖父 有・無	就労・高齢・その他()	指数 父 母 合計	
	同居 祖母 有・無	就労・高齢・その他()		
	◇兄弟姉妹入所状況 (1)有(兄・弟・姉・妹) (2)無		◇個人番号確認欄	
	保育園 幼稚園		・個人番号カード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し・運転免許証・旅券・住記カード・保険証・()により、上記を確認	
証明等	父 有・指示	母 有・指示	確認者名	
育休復帰	父 繰上げ意向有・無	母 繰上げ意向有・無		
証明書は		に添付		

※こちらには記載しないでください。